

小売業者によるリサイクル・リユース仕分け基準の作成に係る ガイドライン素案の設定と項目について

平成20年5月

1. 仕分け基準に関する二段階ガイドライン素案の設定について

今後、小売業者が自主的にリユースとリサイクルの仕分け基準を作成していくことを想定し、ヒアリング等を踏まえ、小売業者に参考として示すガイドラインとして、以下のような二段階のガイドライン素案を検討した。なお、それぞれのガイドライン素案における「リユース」とは、部品リユースは含まず、特定家庭用機器として再使用される「製品リユース」を意味する。

【ガイドラインA素案（家電リサイクル法遵守に資するガイドライン）】

家電リサイクル法に基づき廃家電の引取・引渡義務を負う小売業者が、家電リサイクル法遵守の観点から、自主基準の作成に当たり活用すべきと考えられるものを内容とするもの

（＝ リユース市場の需要やその製品性能等の実態を踏まえれば、一般的にリユースされるとは考えられない場合を示す等、リサイクルのために製造業者等へ引き渡すべきであるか否かの判断に資するガイドライン）

- ・ 特定家庭用機器廃棄物を引き取った小売業者は、家電リサイクル法第10条に基づく法施行規則第3条により、
 - ア) 自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合
 - イ) 当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用し、又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合
 に限って引渡義務が生じないとしている。
- ・ したがって、例えば、このガイドラインAによって、
 - リユースすることがほぼ不可能と考えられるものを、リユース品と偽って消費者から引取り、製造業者等以外に引渡すこと
 - リサイクルのために製造業者等に引き渡すと言って再商品化等料金を消費者から受領しながら、製造業者等以外に引渡し（リユース販売を含む）を行うこと

等の家電リサイクル法の趣旨に反する行為を防止することに資するものである必要があると考えられる。

【ガイドラインB素案（適正リユースの促進に資するガイドライン）】

小売業者が自らの社会的責任（リサイクルすべきものの着実な製造業者等への引渡、適正なリユース事業の促進、及びリユース品流通の質を高めることを通じた循環型社会形成の促進への貢献など）を考慮しながら、省エネ・地球温暖化防止対策、廃棄物の減容等の環境負荷低減や資源有効利用促進の観点から、リユース品取扱業者等との連携の下、適正リユースの促進に資するような自主基準の作成に当たり参考となると考えられるものを内容とするもの

（＝ この指標を満たせばリサイクルよりもリユース市場に回す方が望ましいという場合を示すなど、適正リユースの促進に資するガイドライン）

- ・例えば、このガイドラインBによって、
 - 製造後わずか数年の製品であって、環境負荷低減の観点からも、リサイクルよりむしろ適正に国内外のリユース市場で流通させることが適当と考えられるものを、適正なリユース品取扱業者に引き渡すこと
 - 省エネ製品の普及促進やトレーサビリティの確保などの観点から、リユース市場の適正性を高めていくこと等に有効な仕分け基準を小売店が自主的に作成することに資するものである必要があると考えられる。
- ・ただし、ガイドラインBの考え方については、小売業者がそれぞれの仕分け基準を作成するに当たって、例えばこれに示される場合以外リユースは禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意する必要があると考えられる。

2. 製品性能に関するガイドライン素案の検討について

(1) 年式に関するガイドライン素案

【ガイドラインA素案(家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)】

リユース品取扱業者や輸出業者からのヒアリングによると、品目、地域(国内・海外)によって若干の変動はあるものの、製造から10～15年経過したものについては、ほとんど需要が無く、小売業者にとってリユースの可能性を判断することができないと考えられる。このため、これらの使用済家電については、原則として、小売業者は製造業者等の指定引取場所に引き渡すことが適当であると考えられる。ただし、地域におけるリユース取引の状況に留意する必要があると考えられる。

() 品目毎の年式に関するガイドラインA素案の検討結果は以下のとおり。

エアコン・・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果に基づき、製造から約15年を経過した製品の市場は、海外リユースを含めても、ほとんど無く、小売業者にとってリユースの可能性を判断することはできないと考えられる。
(現在の国内平均使用年数推計は約14.1年)

テレビ・・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果に基づき、製造から約15年を経過した製品の市場は、海外リユースを含めても、ほとんど無く、小売業者にとってリユースの可能性を判断することはできないと考えられる。
(現在の国内平均使用年数推計は約13.0年)

冷蔵庫・冷凍庫・・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果に基づき、製造から約10年を経過した製品の市場は、海外リユースを含めても、ほとんど無く、小売業者にとってリユースの可能性を判断することはできないと考えられる。
(現在の国内平均使用年数推計は約15.0年)
(エアコン、テレビに比べ、海外リユース市場ですら年式の古い製品に対する需要は小さいとのヒアリング結果あり)

洗濯機・・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果に基づき、製造から約10年を経過した製品の市場は、海外リユースを含めても、ほとんど無く、小売業者にとってリユースの可能性を判断することはできないと考えられる。

(現在の国内平均使用年数推計は約11.9年)

(エアコン、テレビなどに比べ、海外リユース市場ですら年式の古い製品に対する需要は小さいとのヒアリング結果あり)

【ガイドラインB素案(適正リユースの促進に資するガイドライン)】

国内リユース品取扱業者からのヒアリングによると、製造年が「2000年以前(8年前以上)のものは不可」という自主的な仕入れ基準を設けているリユース品取扱業者が多いとのことである。また、製造年が5年前以内の製品であれば基本的に買取可能と回答する国内リユース品取扱業者も存在する。一方、国内大手量販店からのヒアリングによると、製造年が7年前までの製品については、ほぼ全てが、適正に修理・リユース販売可能と回答する小売業者が存在する。

したがって、製造から約5～8年しか経過していない製品については、国内リユース市場がほぼ成立していると考えられる。

家電リサイクル法対象品目に関し、地球温暖化防止に資する省エネルギー性能についてかんがみると、消費電力の大きいエアコン、冷蔵庫・冷凍庫については、1995年頃(約13年前)から2000年頃(約8年前)にかけて、省エネ技術の大幅な向上が図られてきた。また、これら機器及びテレビについて2000年度から「省エネラベリング制度」が導入され、消費者にとっても地球温暖化防止に資する省エネ製品の情報が利用可能になってきている。したがって、地球温暖化防止の観点から、特に消費電力の大きいエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビについては、省エネラベル等の情報を参考に、省エネ性能の高い製品にあっては、リユースされることは望ましいと考えられる。

更に、先述したとおり、家電リサイクル法対象品目の日本国内における平均使用年数は約12～15年と推計されている。

これらの状況を踏まえると、これらの使用済家電製品を引き取るに際し、小売業者は、製造業者等によるリサイクルに引き渡すよりむしろ、リユース市場(自ら修理・再販売、又は下記3.のトレーサビリティを確保した上でリユース品販売業者等へ引き渡し)での流通を、まずは検討することが適当であると考えられる。

なお、製造年が約8年以上前の使用済家電製品については、国内においてリユースされない、及び省エネルギー性能が改善される前の製品である可能性がある。ただし、海外において適正にリユースされたり、製造年の古い製品であっても省エネ性能の高い製品も存在する可能性があることから、小売業者は、リユース品取扱業者との連携の下、リユースすることが望ましい製品を適切に選別し、適正

なりユースを促進していくことが適当であると考えられる。

また、フロン類のうち、オゾン層破壊物質であり、かつ地球温暖化係数が非常に大きいCFCは、既に1996年に日本では製造が廃止され、途上国でも2010年以降製造禁止となる予定であることを踏まえ、冷媒・断熱材としてCFCを利用した冷蔵庫・冷凍庫のリユースの是非について慎重に検討を行うことが適当であると考えられる。

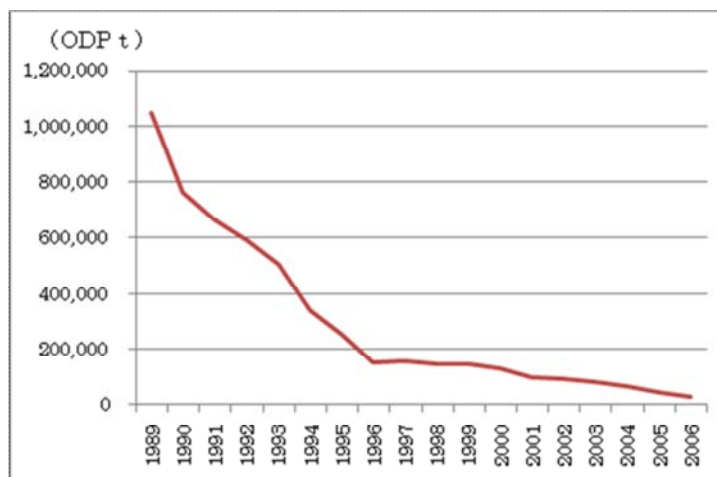


図 世界のCFC生産量の推移

...ODPとは重量tにオゾン破壊係数を乗じたもの。また、先進国では1996年に原則全廃となっているほか、途上国のうち2008年時点でCFCの生産を予定している国は3カ国であり、うち2カ国は喘息用の定量噴霧式吸入剤用途の生産に限定している。

品目毎の年式に関する現在の国内リユース市場及び省エネルギー性能の検討結果は以下のとおりである。

エアコン・・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果と国内における平均使用年数推計を基に、製造から約7年以内（製造年2001年前後）のものについては、国内市場を含む適正なりユース市場が存在すると考えられる。

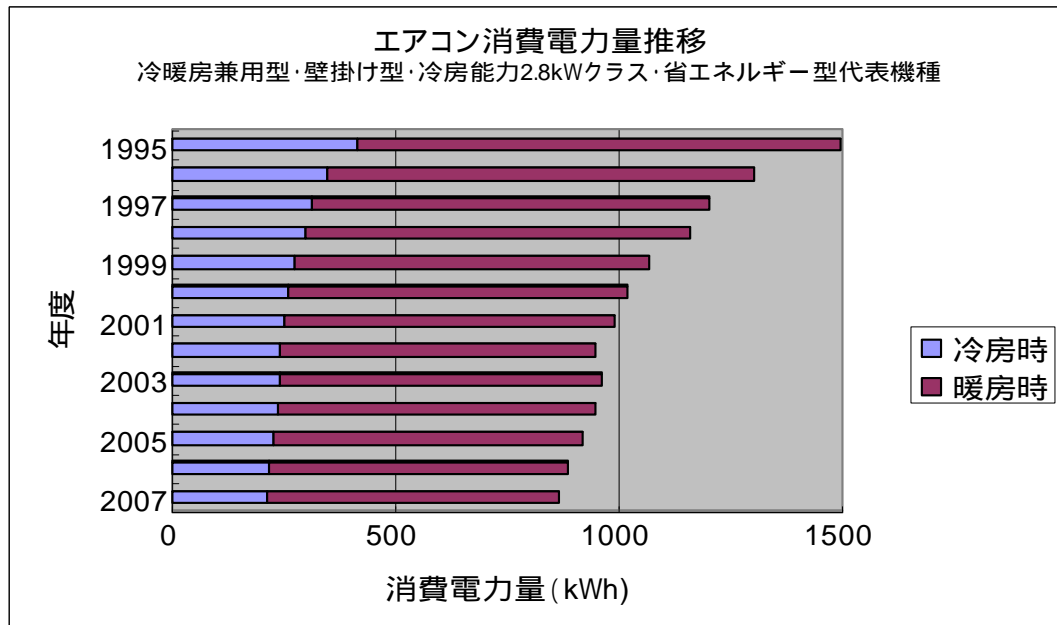
（＝ 現在の国内平均使用年数推計は約14.1年であり、国内であってもまだ5年以上使用される可能性がある。輸出業者からのヒアリングに基づくと、海外リユース市場では、まだ約10年以上使用される可能性が高いと推測される。）

（ ）省エネ性能の観点からの分析

製造後から約7年以内（製造年2001年前後）のものであれば、インバータ制御機能など、省エネ性能も十分に高い

製品が多いと考えられる。(1995年度製から2001年度製までに、約30%の省エネ改善を達成。2001年度製から2007年度製までは、約10%の省エネ改善。)

例えば、製造が約7年前のものであり、現在、目標年度を迎えている省エネ法に基づくトップランナー基準(冷暖房兼用のものであって直吹き形で壁掛け形のうち冷房能力4kW以下のもの：目標年度2004冷凍年度、その他のもの：目標年度2007冷凍年度)の達成率が約100%以上の製品については、積極的にリユース流通を検討し、リユース市場における省エネ製品の販売促進に資するべきとも考えられる。一方、製造が約7年前の製品であっても、目標年度2004冷凍年度又は2007冷凍年度の目標基準を下回るような製品については、リユース流通よりも、省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もあると考えられる。



(出典(財)省エネルギーセンター：省エネ性能カタログ 2007年冬版)

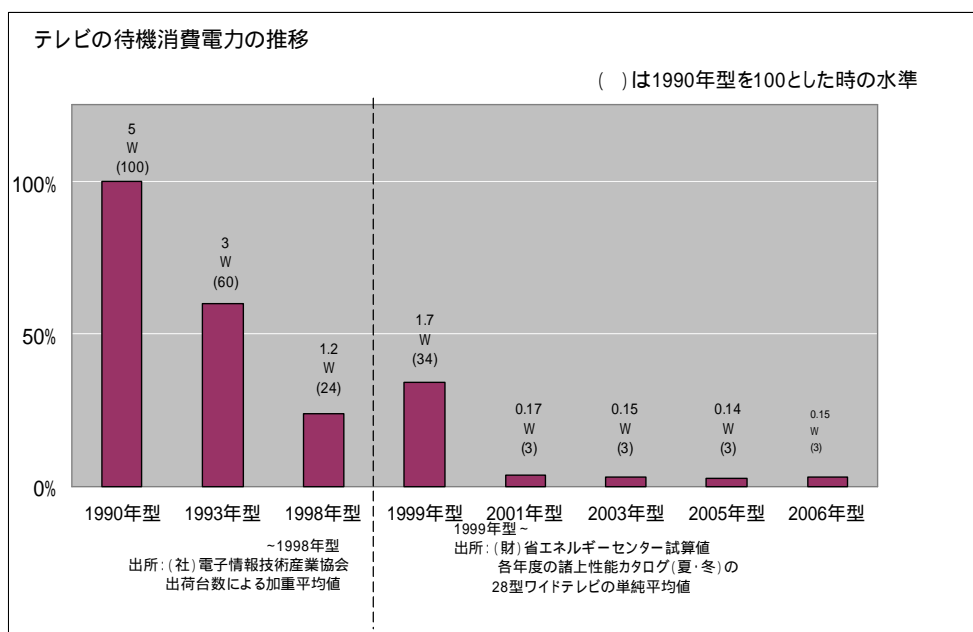
テレビ・・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果と国内における平均使用年数を基に、製造から約7年以内(製造年2001年前後)のものについては、国内市場を含む適正なリユース市場が存在すると考えられる。

(= 現在の国内平均使用年数推計は約13.0年であり、国内であってもまだ5年以上使用される可能性がある。輸出業者からのヒアリングに基づく、海外リユース市場では、まだ約10年以上使用される可能性が高いと推測される。)

()省エネ性能の観点からの分析

また、製造後から約7年以内（製造年2001年前後）のものであれば、待機時消費電力の削減が進んでいるなど省エネ性能も十分に高い製品が多いと考えられる（2001年1月に待機消費電力1W以下の業界自主宣言が行われ、2001年度から待機消費電力が激減。2001年度以降、待機消費電力は0.1W台で推移。）

例えば、製造が約7年前のものであり、現在、目標年度を迎えている省エネ法に基づくトップランナー基準（ブラウン管テレビ：目標年度2003年度）の達成率が約100%以上の製品については、積極的にリユース流通を検討し、リユース市場における省エネ製品の販売促進に資するべきとも考えられる。一方、製造後が約7年前の製品であっても、目標年度2003年度の目標基準を下回るような製品については、リユース流通よりも、省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もあると考えられる。



(出典 (財)省エネルギーセンター：省エネ性能カタログ 2007年冬版)

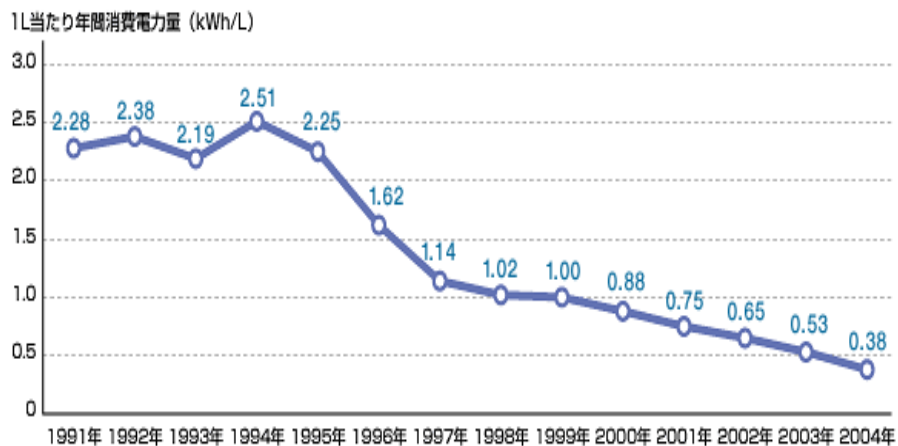
冷蔵庫・冷凍庫・・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果と国内における平均使用年数推計に基づき、製造から約7年以内（2001年製前後）のものについては、国内市場を含む適正なりユース市場が存在すると考えられる。

(= 現在の国内平均使用年数推計は約15.0年であり、国内であってもまだ5年以上使用される可能性がある。輸出業者からのヒアリングに基づく、海外リユース市場では、まだ約10年以上使用される可能性が高いと推測される。)

() 省エネ性能の観点からの分析

また、製造後から約7年以内のもの（製造年2001年前後）であれば、インバーターコンプレッサーを搭載しているなど省エネ性能も十分に高い製品が多いと考えられる。(1995年度からの数年間で1リットル当たりの消費電力量の大幅な省エネ改善が実現された。)

例えば、製造から約7年後のものであり、現在、目標年度を迎えている省エネ法に基づくトップランナー基準（目標年度2004年度）の達成率が約100%以上の製品については、積極的にリユース流通を検討し、リユース市場における省エネ製品の販売促進に資するべきとも考えられる。一方、製造から約7年後の製品であっても、目標年度2004年度の目標基準を下回るような製品については、リユース流通よりも、省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もあると考えられる。



(出典(財)省エネルギーセンター：省エネ性能カタログ 2005年冬版)

洗濯機・・・リユース品取扱業者からのヒアリング結果と国内における平均使用年数推計に基づき、製造から約7年以内のものについては、国内市場を含む適正なリユース市場が存在すると考えられる。
(= 現在の国内平均使用年数推計約11.9年であり、製造後約7年以内のものであれば、国内・国外双方においてもまだ約5年使用される可能性があると考えられる。)

なお、洗濯機は省エネトップランナー基準が設定されておらず、省エネラベリング制度の対象にもなっていないため、省エネの観点からの検討は行わなかった。

(2) 動作確認に関するガイドライン素案

【ガイドラインA素案(家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)】

小売業者が使用済家電を引き取って自ら再販売を行う場合には、最低限の動作確認として、通電検査を自らの責任で行うことが適当であると考えられる。

一方、リユース品取扱業者からのヒアリングによると、通電検査を直接行っているリユース品取扱業者がある一方で、海外輸出やリユース品販売業者への卸売業の場合、必ずしも自らは通電検査を行っていない(行う必要がない)場合もある。

したがって、小売業者が使用済家電を引き取り、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、必ずしも小売業者自身が通電検査を行う必要はないと考えられる。ただし、この場合には、当該リユース品取扱業者や当該使用済家電を家電として使用する者に引き渡されるまでの間に介在する者が通電検査を行うなどの検査・修理体制が整えられていることを確認する必要があると考えられる。(確認の方法については、P10「3.使用済家電の適正管理とトレーサビリティに関するガイドラインの検討」を参照)また、検査・修理が出来ず、リユース品として販売できなかった場合の当該使用済家電の処理に関する責任の分担についても、引渡先業者との間であらかじめ契約上定めておく必要があると考えられる。

【ガイドラインB素案(適正リユースの促進に資するガイドライン)】

リユース品取扱業者からのヒアリングによると、リユース品の動作確認は、最低限の動作確認としての通電検査の他に、異常音確認、テレビの画像確認、冷蔵庫の温度設定、洗濯機のタイマー機能など、機能面の詳細な動作確認・修理を行っている業者が存在する。

小売業者が、使用済家電を引き取り、自ら再販売する場合には、これらの動作確認・修理を自らの責任で行うことが適当であると考えられる。

小売業者が使用済家電を引き取り、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、必ずしも小売業者自身が詳細な動作確認・修理を行う必要はないと考えられる。ただし、この場合には、当該リユース品取扱業者や当該使用済家電を家電として使用する者に引き渡されるまでの間に介在する者が詳細な動作確認を行うなどの検査・修理体制が整えられていることを確認(確認の方法については、P10「3. 使用済家電の適正管理とトレーサビリティに関するガイドラインの検討」を参照)するとともに、各動作確認項目について、小売業者においても把握しておくことが望ましいと考えられる。

なお、動作確認に際しては、「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針(平成11年6月23日)」に記載されている通り、製造業者は、耐久性、修理のしやすさに配慮した特定家庭用機器の設計及びその部品又は原材料の選択を工夫するとともに、修理の実施体制の整備、修理の実施体制等に関する情報の提供、交換部品の供給及び機能追加のための部品の提供、適切な使用方法に関する情報の提供等を小売業者やリユース品取扱業者に行うことが期待される。

(3) 外見・性能によるガイドライン素案

【ガイドラインA素案(家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)】

リユース品取扱業者からのヒアリングによると、上記(1)の年式ガイドラインにかかわらず、外観において著しい破損・汚れがある場合や、外観上の確認により、機能上不可欠な部品が欠損していることが明らかな場合(修理可能なものは除く)には、当該製品をリユースすることはほぼ不可能とのことである。

また、リコール対象製品など、製品安全の観点から、リユース市場に回すべきではない使用済家電製品も存在すると考えられる。

したがって、小売業者がこうした使用済家電を引き取った場合には、製造業者等の指定引取場所に引き渡し、リサイクルを行うことが適当であると考えられる。(品目ごとの詳細は、資料3「ガイドライン素案」参照)

【ガイドラインB素案(適正リユースの促進に資するガイドライン)】

リユース品取扱業者からのヒアリングによると、上記(1)の年式ガイドラインを満たし、

外観上の汚れが著しく少ない

リモコンなど付属品が揃っている

リユース市場で需要の高い特定の製造業者や型式

などの条件がそろっている場合は、適正なリユース流通が確保される可能性が高いと考えられる。

小売業者は、リユース品取扱業者と連携しつつ上記条件を参考にして、きめ細かい使用済家電製品の買取基準を設けるとともに、引取時において段階的な買取価格を消費者に明示するなどして、リユース市場（自ら修理・再販売、又は下記3.のトレーサビリティを確保した上でリユース品販売業者等へ引き渡し）での流通を検討することが望ましいと考えられる。（品目ごとのチェック項目の詳細は、資料3「ガイドライン素案」参照）

また、家電リサイクル法で製造業者等に回収・破壊が義務付けられているフロン類を含むエアコン、冷蔵庫・冷凍庫等については、リユース品取扱業者においてやむを得ず廃棄処理する場合にあってもフロン類の適正処理が確保されていることを判断の一部とすることなども考えられる。

3. 使用済家電の適正管理とトレーサビリティに関するガイドライン素案の検討について

【ガイドラインA素案（家電リサイクル法遵守に資するガイドライン）】

使用済家電製品を引き取った小売業者が、リユース品としてリユース品取扱業者に引き渡す場合、引渡先で適正にリユース品として扱われることを確認する必要があると考えられる。このためには、少なくとも以下の項目について記録・管理を行うことが必要であると考えられる。

- ・引取台数及び引渡台数
- ・引渡日時
- ・引渡先業者の名称・所在・業種（国内販売業者か輸出業者か等）
- ・引渡先業者における古物営業法上の許可の有無

なお、上記2.(2)動作確認に関するガイドラインに記載した通り、動作確認については、必ずしも小売業者本体が行う必要はないが、引渡先のリユース品取扱業者で検査・修理体制が整えられていること（引渡先が輸出業者の場合、その輸出先国における必要な修理・販売体制）を確認するとともに、検査・修理が出来ずリユース品として販売できなかった場合の当該使用済家電の処理に関するリサイクル料金の負担等の責任の分担について、引渡先業者との間であらかじめ契約上定めておく必要があると考えられる。

【ガイドラインB素案（適正リユースの促進に資するガイドライン）】

リユース品取扱業者からのヒアリングによると、現状では、リユース品の流通において、販売日時・販売先といった情報の管理はされておらず、トレーサビリティが確立していない。一方で、現在、リユースマニフェストや契約書といった形式で、

自主的にトレーサビリティ確保に向けた検討が開始されているところである。

以上の状況を踏まえ、使用済家電を引き取った小売業者が、これをリユース品としてリユース品取扱業者に引き渡す場合、引渡先で適正にリユースされていることを確認するためには、上記ガイドラインAの項目の記録・管理に加え、下記項目も含め、リユース品取扱業者に対して定期的に報告を求めることなどによる可能な限りの状況把握を行うべきであると考えられる。

- ・ 引渡先における売れ残り率と、売れ残った場合の適正処理の状況
- ・ 引渡先における点検・修理・販売先の記録などトレーサビリティ確保の状況
- ・ 消費者に対する、製品安全を考慮した品質保証や取扱説明書の添付などの状況

なお、こうした状況把握をさらに進め、小売業者が、リユース品取扱業者と連携する形で、1台ごとのリユーストレーサビリティを確保し、消費者に対して引き取った使用済家電の状況を情報提供すること等について検討を行うことは、より望ましい取組として促進されるべきと考えられる。

4 . 留意事項

小売業者においては、ガイドラインを踏まえつつ適切なリサイクル・リユース仕分け基準を作成した上で、これを適切に運用していくことが期待される。新製品の販売促進や引き取った使用済家電のリユース品取扱業者への押し付け販売につなげることはあってはならないと考えられる。小売業者は、その他以下の事項に留意しつつ、リサイクル・リユース仕分け基準を運用していくべきであると考えられる。

- ・ 自社のリサイクル・リユース基準の消費者に対する適切な情報提供
 - ・ 関係会社にとどまらず、フランチャイジーまで含めた統一的運用
 - ・ 配送・工事委託業者への周知徹底
- 等